



認定こども園・保育園 小規模保育施設・事業所内保育施設

保育を必要とする
教育・保育給付
(2号・3号)
認定用

入園申込みのしおり



- 葵福祉事務所子育て支援課 <葵区役所 2階>
〒420-8602 葵区追手町5-1 TEL054-221-1095
- 駿河福祉事務所子育て支援課 <駿河区役所>
〒422-8550 駿河区南八幡町10-40 TEL054-287-8673
- 清水福祉事務所子育て支援課 <清水区役所 3階>
〒424-8701 清水区旭町6-8 TEL054-354-2358
- 清水福祉事務所蒲原出張所 <蒲原支所 1階>
〒421-3211 清水区蒲原新田一丁目21-1 TEL054-385-7790

よくある質問はこちら



<令和8年度年齢別クラス>

令和8年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

1 こども園、保育園に入園するには

こども園等に保育の利用申込みをするためには、下表の「保育を必要とする事由」が必要です。
利用にあたっては、保育の必要性の認定(2号・3号)手続きが必要となります(P2参照)。

保育を必要とする事由		保護者の状況	入園できる期間
①	就 労	保護者が就労している(月60時間以上)	就労している期間
②	妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産前後である	出産予定日の前々月の初日から(多胎妊娠については、4ヶ月前の初日から)出産後8週間後の月末まで
③	疾病・障がい	保護者が病気やけが、あるいは心身に障がいがあり療養が必要である	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている(月60時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあっている	復旧が終了するまで
⑥	求職活動	保護者が求職活動や起業準備をしている	概ね3か月間(90日目が属する月の末日まで) ※1
⑦	就学・職業訓練	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている(月60時間以上)	在学・訓練期間中 ※2
⑧	虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

保護者それぞれが上記のいずれかの事由にあてはまる必要があります。

※1 入園後概ね3か月以内に就労証明書を提出してください。引き続き求職活動により入園を希望する場合は、再度、利用申込みの手続きを行ってください(利用調整を行った結果、入園ができない場合もあります)。

※2 就学認定可能か判断が難しい場合は、各区子育て支援課までお問い合わせください。

2 教育・保育給付認定について（市内にお住まいの方）

認可保育施設の利用にあたって、認定の申請を行った方には、認定証をお送りします。この認定証は、入園の決定の通知ではありませんが、入園に必要な書類ですので、大切に保管してください。

（1）認定区分について

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
2号	満3歳以上	「保育標準時間」認定（上限11時間） 又は 「保育短時間」認定（上限8時間）	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満		認定こども園・保育園 ・小規模保育施設など

※ 認定証には有効期間があります。有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です。（→詳細 P7.7 参照）

※ 各施設の利用時間や対象年齢等については、「施設一覧表」（別紙）をご参照ください。

（2）保育の必要量について（保護者ごとに事由が必要です）

保育を必要とする事由		標準時間	短時間	備 考
①	就 労	○	○	標準時間：原則月 120 時間以上の就労 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の就労
②	妊娠・出産	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可
③	疾病・障がい	○	○	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて、個別に判断
④	介護・看護	○	○	標準時間：原則月 120 時間以上の介護・看護 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の介護・看護
⑤	災害復旧	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥	求職活動	—	○	原則短時間
⑦	就学・職業訓練	○	○	標準時間：原則月 120 時間以上の就学・職業訓練 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の就学・職業訓練
⑧	虐待・DV防止	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可

※ 保護者ごとに保育の必要量（標準時間・短時間）が異なる場合は、「短時間」の認定となります。
（例）父：「標準時間」、母：「短時間」の場合、対象児童の保育必要量は「短時間」認定

3 入園の申込みについて（申込の流れについては、P8を参照）

・ 申込みに必要な書類は、第一希望の施設、又は各区子育て支援課にて配布をします。

・ 第一希望の施設、又は各区子育て支援課に必要な書類を提出してください。

※ 0歳児～2歳児クラスの申込みの方は、申込書の1、2ページの写しを必ずとって保管してください。
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要です。

（1）令和8年4月の入園

① 一次選考申込み

受付期間	<u>令和7年10月1日（水）～10月31日（金）</u>
児童面接	<u>11月中旬～12月上旬に、第一希望の園において面接を実施します。※</u>
注意事項	希望する園を変更するなど、申込内容に変更がある場合は、 <u>12月1日（月）までに変更届の提出をお願いします。</u>
結果通知	<u>令和8年1月中旬ごろ通知予定</u>

※ 児童面接の日程をお知らせするため、できるだけ10月15日（水）までにお申し込みください。

② 二次選考申込み

受付期間	<u>令和7年11月1日(土)※～令和8年2月5日(木)</u> ※11/1(土)は希望園では受付していますが、閉庁日のため、各区役所での受付開始は令和7年11月4日(火)からです。
児童面接	<u>令和8年2月上旬ごろまでに、第一希望の園において実施します。</u> ※二次選考から申込みされた方は、第一希望園と日程調整のうえ、随時面接を受けてください。
注意事項	希望する園を変更するなど、申込内容に変更がある場合は、 <u>2月5日(木)までに変更届の提出をお願いします。</u>
結果通知	<u>令和8年2月下旬ごろ通知予定</u>

- ・二次選考は、上記受付期間に申込みをした方及び一次選考で「入園保留」となった方を対象に行います。
- ・各園の一次選考後の空き枠は、1月中旬に市ホームページに掲載する予定です。
- ・4月申込みで入園保留となった方は、引き続き令和8年度内(令和9年3月利用開始分まで)は選考の対象となります。月ごとに改めて申込みをする必要はありません。
- ・お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、児童面接の結果、入園が保留となる場合があります。

(2) 令和8年5月～令和9年3月の入園

毎月の申込み締切日は下表のとおりです。利用開始日は、毎月1日からとなります。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
5月	4月6日(月)	9月	8月5日(水)	令和9年1月	12月7日(月)
6月	5月7日(木)	10月	9月7日(月)	令和9年2月	1月5日(火)
7月	6月5日(金)	11月	10月5日(月)	令和9年3月	2月5日(金)
8月	7月6日(月)	12月	11月5日(木)		

※ 2～3月は、原則として翌年度4月の入園内定者から決定します。

(3) 申込みにあたっての注意点

① 育児休業明けの利用申込みについて

- 育児休業中は、新規の申込みができません。
- 育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月とすることができます。
(例：4月1日入園の場合→5月31日までに復帰)
- 入園後、「復職証明書」(市様式)又は就労開始が確認できるものを提出してください。
- 入園月の翌月末までに復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。
- 育児・介護休業法の改正に伴い、産後パパ育休制度及び育児休業分割取得制度が開始されました。
制度開始に伴う認定の取扱いについては、右記二次元コードからご確認ください。



② その他

- 令和7年度の途中入園と令和8年4月入園の両方を申し込んだ方で令和7年度中に入園が決定した場合は、令和8年4月の申込みは取下げ(令和7年度中に入園した園に継続入園)となります。
- こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。見学等を行い、希望施設をご検討ください。
- 新たに就職する場合は、就労開始月の前月を入園希望月とすることができます。
- 食物アレルギーや宗教食への対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。
- 入園内定を辞退した場合は、入園内定した月の利用施設保留(不承諾)の通知は発行できません。

(4) 集団生活するうえで配慮が必要な児童の保育について

市立認定こども園では、下記のとおり特別面接の申込みを受付します。必ず事前にご相談及び体験保育実施のうえ、お申し込みください。私立の園については、各園にお問い合わせください。

対象となる児童	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日現在3歳以上で、集団生活において安全な保育をするために特別な配慮が必要である児童 ・心身に障がいがある児童 ・療育を利用（予定）している児童 ・発達に気になる点がある児童
申込受付期間	令和7年10月1日（水）～10月10日（金） ※体験保育・面接を行いますので、 <u>申込受付期間前に</u> 希望する市立認定こども園、または各区子育て支援課入園係へご相談ください。
入園開始時期	令和8年4月
申込書の提出先	希望する市立認定こども園、または各区子育て支援課

※注意事項

- ・令和8年4月1日現在で2歳以下のお子さんは、成長の状況や希望園の保育教諭配置状況等により、入園が保留となる場合があります。必ず希望園、または各区子育て支援課までご相談ください。
- ・審査の結果、集団保育が難しいと判断された場合や必要な支援体制が整わない場合は、入園が見送られることがあります。
- ・申込受付期間を過ぎた申込み（施設変更申込を含む）については、保育教諭の配置（一次選考の結果に基づき決定）ができないため、入園できない場合があります。

※今までに体験保育・特別面接を受けたことのあるお子さんは、面接等が省略できる場合があるため、各区子育て支援課までご連絡ください。なお、以前に特別面接を受けた結果、集団保育が難しいと判断され入園保留となったお子さんは、上記申込受付期間内にお申し込みください。

※詳細については、ホームページ・よくある質問（特別面接）を右記二次元コードからご覧ください。



(5) 静岡市立こども園における医療的ケア児の受入れについて

下記のとおり申込みを受付しますので、必ず事前にご相談及び体験保育実施のうえ、お申し込みください。

対象となる児童	医療的ケアを必要とする下記に該当の0～5歳児 <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保護者が静岡市内に在住していること ・身振り、表情等で意思疎通が可能であること ・知的、体力的に集団生活が行えること
対象となる医療的ケア	経管栄養・喀痰の吸引・導尿・その他（こども園運営課（TEL 054-221-1094）にご相談ください）
申込受付期間	令和7年10月1日（水）～10月6日（月） ※体験保育・面接を行いますので、 <u>申込受付期間前に</u> 希望する市立認定こども園、または各区子育て支援課入園係へご相談ください。
入園開始時期	令和8年4月
申込書の提出先	希望する市立認定こども園、または各区子育て支援課

※注意事項

- ・審査の結果、集団保育が難しいと判断された場合や必要な支援体制が整わない場合は、入園が見送られることがあります。

※ 詳細については、ホームページ・よくある質問（医療的ケア児）を右記二次元コードからご覧ください。



4 申込みに必要な書類について

(1) 全ての方に提出していただく書類 (書類は各施設、各区子育て支援課にあります。)

	必要書類	備考
1	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書(2・3号用)	児童1名につき1枚必要です。
2	児童世帯状況調査票	きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。
3	個人番号(マイナンバー)申告書 ※	申告書を専用封筒に封入し提出してください。
4	「保育を必要とする事由」を証明する書類(下表参照)	・保護者(父母等)双方の書類が必要です。 ・きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。

※市外在住で申込みをされる方は、マイナンバー申告書については、転入後に提出してください。

4 「保育を必要とする事由」 証明書類	事由	必要書類	
		申立書兼誓約書 (市指定書式)	
	●就 労	—	就労証明書(市指定書式) ※1
	●妊 娠・出 産	○	母子健康手帳のコピー(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	●疾 病・障 が い	○	医師の診断書等 ※2 (申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可)
	●介 護・看 護	○	介護保険証(介護度の記載のあるもの)やケアプランのコピー等 又は医師の診断書 ※2
	●災 害 復 旧	—	罹災(りさい)証明書
	●求 職 活 動	○	原則としてハローワーク登録証等のコピー等 ※3
	●就 学・職 業 訓 練	○	在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、令和7年9月16日以降かつ申込日から3か月以内の証明日のものを提出してください。
上記を含めて、就労証明書の内容に誤りがないか確認のうえ提出してください。

※2 提出日の3か月以内に発行された診断書を添付してください(障害者手帳等が交付されている方は診断書不要です)。

※3 ハローワークに登録していない場合、申立書兼誓約書(市指定書式)に求職方法をご記入ください。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類

① 令和7年1月1日時点の住所が国外だった方(令和8年4月から8月までの入園)

こども園等利用者負担額所得申告書(市指定書式) + 所得申告書の金額(令和6年中の収入)が確認できる資料

② 令和8年1月1日時点の住所が国外だった方(令和8年9月から令和9年3月までの入園)

こども園等利用者負担額所得申告書(市指定書式) + 所得申告書の金額(令和7年中の収入)が確認できる資料

※ 日本国内で市町村民税が課税されている場合は上記書類の提出は必要ありません。

※ 日本語訳を必ず添付してください。

※ 入園する月の前月20日頃までに提出してください。

5 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

(1) 静岡市外にお住まいで、静岡市内のこども園等を希望する場合

○提出先

お住まいの市区町村の保育担当課

○提出期限

- ・提出書類は、各月の申込締切日に静岡市の各区子育て支援課入園係必着のため、1週間から10日前までにお住まいの市区町村の保育担当課へご提出ください(申込締切日については2～3ページをご覧ください)。

○必要書類

- ①申込書 (原則お住まいの市区町村の様式を使用してください)
- ②保育を必要とする事由を証明する書類 (お住まいの市区町村の様式を使用してください)
- ③児童世帯状況調査票
- ④転入誓約書 (転入予定の方のみご提出ください)

※③、④については、静岡市の書式を使用してください。静岡市のホームページからダウンロードできます。

○注意事項

- ・転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず静岡市への転入手続きを行ってください。転入手続き後、各区子育て支援課入園係の窓口で改めて**静岡市様式の申請書等**をご提出ください。その際にマイナンバー申告書の提出も必要となります。ご提出がない場合、施設の利用を取り消すことがあります。
- ・静岡市への転入予定のない方の選考は、静岡市民の選考後に行います。

(2) 静岡市内にお住まいで、静岡市外のこども園等を希望する場合

○提出先

静岡市の各区の子育て支援課入園係 ※郵送での受付はできません。直接窓口でお申し込みください。

○提出期限

- ・利用希望先の市区町村の申込締切日の1週間から10日前まで
(締切日については、利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください)

○必要書類

- ・静岡市の様式を使用してください。(5ページ4(1)表参照)
- ・その他利用希望先の市区町村が求める書類 (利用希望先の市区町村にご確認ください)

○その他

- ・詳細については、利用希望先の市区町村へ申込前にお問い合わせください。



6 利用者負担額(保育料)について

(1) 保育料の決定について

- ・ 3～5歳児クラスのお子さんと、0～2歳児クラスで市民税非課税世帯・生活保護世帯・里親世帯のお子さん、第2子以降のお子さんの保育料は無料です。
 - ・ 0～2歳児クラスで市民税課税世帯の第1子のおさんは、所得等に応じた保育料となります。
- ※保育料とは別に給食費、教材費等の費用が必要です(0～2歳児クラスは保育料に給食費も含まれます)。
- ・ 保育料は、お子さんと生計を一にする保護者の市民税額を算定の基礎とします。
 - ・ お子さんの認定区分や保育の必要量、保護者の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定になります。
 - ・ 保育料の通知は、入園月の中旬に通知します。
 - ・ 祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入が無い場合は、お子さんと同居する祖父母等のいずれか収入額が高い方の市民税額を合算して算定します。
 - ・ 保育料は毎年9月に見直しを行います(8月までは令和7年度の市民税額、9月～3月は令和8年度の市民税額をもとに決定します)。
- ★保育料の決定についての詳細、きょうだい児多子軽減、その他軽減措置については、市ホームページに掲載しています(右記二次元コードより読み取れます)。



(2) 支払方法について

○公立の認定こども園、待機児童園、私立の保育園

- ・ 口座振替で静岡市が徴収します。入園が決まり次第、口座振替申込の手続きを行ってください。
- ・ 振替日は毎月の月末となりますが、その日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。

○私立の認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設

- ・ 直接施設への支払いとなります。支払時期や方法については、各施設へお問い合わせください。

★利用者負担額表や、市民税所得割額等の見方などについては、市ホームページに掲載しています(右記二次元コードより読み取れます)。



7 申込後に届出(書類の提出)が必要なとき

入園申込後、次の(1)～(7)に該当するようになったときは、各区子育て支援課に連絡のうえ、書類★の提出をお願いします。なお、入園後においても認定証には有効期間がありますので、継続利用(在園)を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

- (1) 支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき
例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 介護→就労 / 育児休業を延長する場合など
- (2) 住所が変わったとき ※静岡市から転出した場合、有効期間内でも認定証は無効になります。
- (3) 入園するお子さんのご家庭の状況に変更があったとき(婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)
- (4) 就労先、勤務時間、就労の状況が変わったとき
- (5) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき
- (6) 家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき
- (7) 新たに同居することになった家族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している、もしくは同居家族が新たに取得・喪失・更新したとき

★書類の提出内容についての詳細は、市ホームページに掲載しています

(右記二次元コードより読み取れます)。





入園申込みの流れ



1 希望施設(園)の決定

事前に施設(園)の見学をしていただいた上で、希望施設(園)をご検討ください。

2 申込書類の受取り・準備

「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」を各施設(園)及び各区子育て支援課にて配布しています。併せて「保育を必要とする事由」を証明する書類(※)をご用意ください。※詳しくは5ページをご覧ください

3 申込書類の提出

上記2でご準備いただいた書類を第1希望の施設(園)または各区子育て支援課までご提出ください。
※育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要となるため、0歳児～2歳児クラスの申込の方は必ず申込書の1、2ページの写しを保管してください。

4 教育・保育給付認定(2・3号)

保育の必要性が認定された「支給認定証」を交付します(後日郵送)。
※入園決定通知ではありませんが、入園に必要な書類のため必ず保管してください。

5 利用調整会議 及び 児童面接

各区子育て支援課において、各施設(園)の受入可能枠(人数)を確認し、「静岡市保育利用調整基準」に基づき指数が高い人から利用調整(選考)を行います。希望する施設(園)の受入可能枠があれば入園候補者として内定します。



4月入園
申込の場合

事前に第1希望の施設(園)で児童面接を実施し、利用調整(選考)を行います。

5月以降入園
申込の場合

利用調整(選考)後、入園候補者として内定した場合のみ、内定した施設(園)で児童面接を行います。

※児童面接によりお子さんを安全に保育ができないと(お子さんの発育状況や保育士の配置状況等による)判定された場合は、入園が「保留」となる場合があります。

6 選考結果の通知

利用施設決定の場合

「利用調整結果(利用施設等決定)通知書」を送付します。

4月入園の場合

1月中旬に各家庭へ送付します。

5月以降入園の場合

入園候補者として内定した方のみ、入園前月の20日頃までに電話等でご連絡します。また、入園月の20日頃に「利用施設等決定通知書」を園経由で送付します。

利用施設保留(不承諾)の場合

「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」を送付します。(申込初回の月のみ)

※入園内定を辞退した場合は、利用施設保留(不承諾)の通知は発行できません。

- ・翌月以降も引き続き利用調整の対象(令和9年3月まで)となります。
- ・申込みを取下げの場合や希望月を変更する場合は、書類の提出が必要となりますので、各区子育て支援課へご連絡ください。
- ・入園保留で認可外保育施設等を利用する場合、要件に該当すれば無償化給付や多子世帯利用給付を受けられます(申請が必要となります)。また、利用状況に応じて指数が加点される場合があるため、各区子育て支援課までご連絡ください。